資料１　「（仮称）福島市こども計画」素案の概要

第１章　計画策定にあたって

１－１　計画策定の背景と趣旨

【国の動向】
①平成26年4月「次世代育成支援対策推進法」の改正（法の有効期間が10年間延長）
②平成27年4月「子ども・子育て支援新制度」の施行（市町村は5年ごとに計画を策定）
③令和 5年4月「こども基本法」の施行、「こども大綱」や「こども未来戦略」が閣議決定

【市の取組】
①平成27年4月「福島市子ども・子育て支援事業計画」を策定
②令和 2年4月「子ども・子育て新ステージプラン（第２期福島市子ども・子育て支援事業計画）」を策定
③令和 3年6月「福島市子どものえがお条例」制定・施行

　このような状況のなか、令和６年度をもって「子ども・子育て新ステージプラン」の計画期間が終了となることから、「福島市こどものえがお条例」に基づき、こども・若者が健やかに成長し、結婚・妊娠・出産の希望が叶い、子育てに喜びを感じることができるよう支援や取組を推進していくとともに、こどもの貧困対策や若者支援などの課題に総合的に対応する方針等を示す計画として策定する。

１－２　計画の位置づけ

　本計画は、「福島市総合計画」のこども・子育て施策分野の個別計画であるとともに、関連する他の計画と整合性を図りながら、こども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画であるほか、以下の計画を包含して策定します。

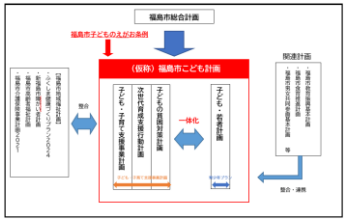

・市町村こども計画（こども基本法第10条第2項）
・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）
・子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援法）
・市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
　（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）
・福島市子どものえがお条例に基づく「推進計画」

１－３　計画の期間

令和７年度から令和１１年度（５年間）

１－４　計画の対象

こどもと子育て家庭（妊婦・出産期を含む。）及び若者を主たる対象とします。
また、取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

第２章　こどもと子育て家庭、若者を取り巻く状況

２－１　統計からみる福島市の状況

・人口・世帯の状況（本市の総人口や出生数・女性の就業率・外国人人口の推移　など）
・こどもを取巻く状況（こどもの人口推移・保育施設等の利用状況推移・児童虐待通報件数　など）

２－２　アンケート調査からみる福島市の現状

・子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）
・こどもの生活に関する実態調査（小学５年生とその保護者、中学２年生とその保護者）
・高校生・若者の意識調査（３０歳未満）

２－３　こども・若者の意見からみる福島市の現状

・「福島っ子ベース（こども・若者ワークショップ）」を開催
・小中高校生へのヒアリングの実施　　・関係施設へのヒアリングの実施

２－４　福島市の主要課題

課題１　こども・若者の成長と自立を支える環境の整備
・こども・若者が集まり、主体的に遊びを展開できる場所（安心・安全に遊べる場所）
・放課後の安全な居場所の充実
・地域の団体等と連携し、犯罪や事故が起こりにくい環境づくり

課題２　こども・若者・その家庭への切れ目のない支援
・妊娠・出産から子育て期まで段階に応じた、的確な情報提供やきめ細やかな相談支援
・幼児教育・保育や母子保健、小児医療、地域団体など、関係機関の一体的な支援
・子育てやこどもの成長に喜びややりがいを感じることができるような支援

課題３　多様化する保育ニーズへの対応
・待機児童対策、潜在的待機児童の縮減
・延長保育や休日保育、病児・病後児保育や一時預かり事業など、多様な保育サービスへの対応

課題４　保育士等の人材の確保と質の向上
・人材確保・働きやすい職場づくり（保育人材の確保・定着）
・保育サービスの質の確保・向上

課題５　困難を抱えるこどもやその家庭への支援
・貧困、虐待、ヤングケアラー、障がい、外国にルーツがあるこどもなどへの支援
・早期発見・早期対応に加え、未然に発生を防止する対策

課題６　仕事と家庭生活が両立できる環境づくり
・希望する市民が、希望するタイミングで結婚・出産・子育てができる支援
・社会全体でこどもや子育てを見守り支える意識の高揚

課題７　情報化社会の進展とDXに対するニーズ
・情報リテラシーの向上などへの取組
・デジタルを活用した、出産や子育て支援に関する情報提供・手続きの拡充

第３章　計画の基本的な考え方

３－１　基本理念

こども・若者のえがおあふれる　ふくしま　～　こどもファーストのまちづくり　～

こども・若者は、将来の主人公であり、地域の宝です。そして、無限の可能性を秘めています。
こども・若者が自分らしく成長するには、保護者による愛情のこもった養育や地域社会からの支援により整えられた適切な環境が必要です。
全てのこども・若者が、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、すなわち、「こどもまんなか社会」の実現を目指す必要があります。
今後、どんな困難が起きようとも、ともに協力し合い、こどものえがおを守り続けることが大切であると信じています。
こども育ち・若者の自立を支援し、こども・若者のえがおあふれる社会の実現を目指します。

３－２　基本的な視点

①こどもが、安心して生きていくことができ、かつ、一人の人間として尊重されること
②こどもが、健やかに育つためにこどもの幸せが追求され、自己肯定感が育まれる環境が整えられること
③こどもが、必要な支援を受けることにより、社会で生活する能力を身に付けること
④こどもが、一人ひとりの個性及び可能性を伸ばすことができる環境が整えられること
⑤市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携協力して継続的に行われること

第３章　計画の基本的な考え方

３－３　基本目標　　３－４　施策体系

Ⅰ　こどもの育ち・若者の自立を支えるまち

1　こども・若者の権利の理解促進
2　こども・若者の意見表明・参画の促進
3　保育・教育環境の充実
4　こども・若者の居場所づくり
5　多様な体験・ふれあいの機会づくり
6　こども・若者の健全育成の推進
7　若者の自立支援の充実

Ⅱ　安心して子育てできるまち

1　妊娠・出産・子育てへの支援
2　保育サービス・幼児教育の充実
3　子育て家庭等への経済的支援
4　仕事と家庭との両立支援

Ⅲ　困難を抱えるこども・若者を支えるまち

1　児童虐待防止対策の充実
2　ヤングケアラー支援
3　ひきこもり支援
4　ひとり親家庭への支援の充実
5　こどもの貧困対策の推進
6　障がいや発達の遅れなどに対する支援の充実
7　その他困難直面するこどもへの支援

Ⅳ　地域全体で子育てを支えるまち

1　安心・安全な子育て環境の整備
2　こども・子育てに優しいまちづくり
3　子育て支援のネットワークづくり

３－５　重点施策

今後掲載予定

第４章　施策の展開

基本目標１　こどもの育ち・若者の自立を支えるまち

●こども・若者の人格や個性を尊重し、権利を保障するため、こどもの権利の理解促進を図るほか、こどもの主体性を大切にしながら、意見表明や社会参加等の促進が図られるよう、必要な施策を推進します。
●こども・若者が安心・安全に育ち、そして様々な体験をしながら成長することができるよう、保育・教育環境の充実や居場所づくりに努めるほか、多様な体験・ふれあいの機会づくりに努めます。
●こども・若者が多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重しながら、自己実現ができるよう、健全育成や自立支援を推進します。

1　こども・若者の権利の理解促進

すべてのこども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組の推進

○主な事業
・福島市子どものえがお条例の普及啓発
・人権教室の推進
・児童福祉月間等における普及啓発

2　こども・若者の意見表明・参画の促進

社会参加や意見表明の機会の充実

◎重点事業
・（新）こども・若者の意見表明できる機会の仕組みづくり
○主な事業
・福島っ子未来トークの開催（小学生）
・児童、生徒への選挙啓発

3　保育・教育環境の充実

保育・教育環境の整備

○主な事業
・学校施設の改修・リフレッシュ
・日本版DBSへの取組み

4　こども・若者の居場所づくり

こども・若者が健やかに過ごせる遊び場や安心できる居場所づくり

◎重点事業
・（新）こどもの遊び場の充実
○主な事業
・こども食堂の支援

5　多様な体験・ふれあいの機会

福島型個性をのばす教育の推進、体験活動の推進、チャレンジする機会の創出

◎重点事業
・特色ある幼児教育・保育の推進
○主な事業
・ヤングカレッジや少年教室の実施
・海外チャレンジ応援事業
・中学校職場体験実施

6　こども・若者の健全育成の推進

青少年を健全な成長を阻害する行為からの保護、健やかな成長の促進

○主な事業
・SNSトラブルの防止、相談
・正しいインターネット利用に関する啓発

7　若者の自立支援の充実

若者が自らの意思で将来を選択できる取組の推進、結婚を希望する人の希望が実現するための取組の推進、就労・進路選択等に悩みを抱える若者への支援

○主な事業
・プレコンセプションケアの推進
・結婚を希望する方への支援（出会い創出）
・子育て世帯・若者夫婦世帯向け市営住宅の供給事業
・若年者就職支援事業
・ふくしま☆スタイル住宅整備事業
・結婚等新生活支援事業

基本目標２　安心して子育てできるまち

●誰もが安心してこどもを産み、育てることができるよう、こどもや子育て当事者が抱える不安や悩みを相談できる体制を整備するとともに、教育・保育サービスの質の向上を図るほか、様々な分野の関係機関との連携を強化し、妊娠・出産・子育てへの支援を切れ目なく行うことができるよう、必要な支援を推進します。
●子育て当事者が経済的な理由でこどもを産み、育てることを諦めることなく、仕事との両立に悩んだり、孤立感や過度な負担感を抱いたりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、子育てができる環境を整備します。

１　妊娠・出産・子育てへの支援

安心して産み育てできる環境・仕組みの充実（切れ目のないサポート）
◎重点事業
・相談体制（こども家庭センター・えがお）
○主な事業
・（拡）小児医療体制の拡充
・（拡）乳幼児健診の拡充
・産前・産後サポート
・母子保健スマート窓口の推進
・ファミリーサポート、緊急サポート
・ショートステイ

２　保育サービス・幼児教育の質の向上

教育・保育内容の充実（人格形成の基礎を培う幼児教育の充実）、教育・保育にかかる人材の確保及び質の向上
◎重点事業
・特色ある幼児教育・保育の推進
・待機児童対策（保育施設、放課後児童クラブ）
・公立保育施設再編整備
○主な事業
・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
・インクルーシブ教育
・（拡充）病児保育施設の整備
・保育人材確保（保育士等奨学資金貸付事業等）

３　子育て家庭等への経済的支援

子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

○主な事業
・安心して子育てできる住環境の整備
・子育て世帯への支援強化
・福島型給食推進事業
・出産・子育て応援給付金
・（拡）児童手当、（拡）児童扶養手当
・子ども医療費１８歳まで無料
・国民健康保険税の軽減

４　仕事と家庭との両立支援

仕事と家庭生活の調和の推進（ワークライフバランス）、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

○主な事業
・アンコンシャス・バイアスの解消
・男性育児休業取得の推進
・男性の家庭生活参画支援
・福島市働く女性応援認証事業

基本目標３　困難を抱えるこども・若者を支えるまち

●虐待やいじめ等の権利の侵害からこどもを守るとともに、ひとり親家庭や貧困の状況にある家庭、ヤングケアラー等、困難に直面するこども・若者、子育て当事者が幸せに暮らしていくことができるよう支援します。
●障がいや発達の遅れや医療的ケア児等支援や配慮を必要とするこども・若者が必要な支援が受けられるよう施策を推進します。

１　児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止
◎重点事業
・相談体制（こども家庭センター・えがお）
○主な事業
・支援ネットワークの構築（要保護児童対策地域協議会）
・相談支援（こども家庭センター・えがお）
・ペアレントトレーニング
・ショートステイ

２　ヤングケアラー支援

ヤングケアラー相談支援
◎重点事業
・（新）コーディネーターの配置
・（新）アンケート調査の実施
○主な事業
・スクールソーシャルワーカーの配置
・スクールカウンセラーの配置
・セフティーネットとなる居場所づくりの推進

３　不登校・ひきこもり支援

不登校やひきこもりの相談支援

○主な事業
・セフティーネットとなる居場所づくり
・ユースプレイス自立支援事業
・不登校対策パッケージ事業

４　ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭への自立支援、養育費確保への支援、親子交流の促進
○主な事業
・ひとり親家庭への相談・支援
・ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用支援
・ひとり親家庭への自立支援

５　こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困対策の推進、社会全体でこどもの貧困対策に取り組む機運の醸成不登校やひきこもりの相談支援
○主な事業
・就学援助
・生活困窮者自立支援
・保護者の就労支援
・子ども食堂
・コミュニティフリッジ

６　障がいや発達の遅れなどに対する支援の充実

障がいのあるこどもへの医療・福祉支援

○主な事業
・インクルーシブ教育・保育
・福祉サービス及び相談支援
・医療的ケア児の保育所受入体制の整備

７　その他困難に直面するこども・若者への支援

支援が必要な子どもを守る、こども・若者の自殺対策
○主な事業
・いじめ、自殺対策
・外国へのルーツのある児童への支援
・子育て世帯訪問支援事業

基本目標４　地域全体で子育てを支えるまち

●地域の中で、こどもや子育て当事者が安全で安心して暮らすことができるよう、こどもの見守り等をはじめとする生活環境の整備を図る。
●地域全体でこどもや子育て当事者を支える機運の醸成、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

１　安全・安心な子育て環境整備

こどもの安全確保の推進、非行など問題行動を防ぐ施策の推進
○主な事業
・青少年補導委員街頭補導活動
・避難所運営における子育て世代への配慮
・通学路見守り
・こども１１０番のひなんの家

２　こども・子育てに優しいまちづくり

子育てにやさしい環境整備の推進
○主な事業
・（新）福島市子どものえがお条例の趣旨に基づくアクションプランの実施
・（拡）子育て情報発信の強化
・ジェンダーギャップの解消
・こどもにやさしい企業認証

３　子育て支援ネットワークづくり

親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築
○主な事業
・青少年健全育成推進事業
・子育て支援団体等との連携（未来への子育てエール運動推進協議会　など）

第５章　需要量の見込みとサービス提供量の確保

５－１　需要量の見込みとサービス提供計画

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、令和７年度から令和11年度の計画期間中における需要量の見込みと需要量の見込みに対応するサービス提供体制の確保方策を定める。

５－２　人口推計

〇推計方法

・コーホートセンサス変化率法（直近３年）

※自然増減要因と社会増減要因を区分せずに、過去における実績の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

※０歳の人口推計は、女性こども比（直近１年：2.89%）（「当該年の0歳児数」÷「15歳～49歳の女性の数」を出生率とする。

〇推計結果

●（参考）０歳～４歳の人口推計値比較

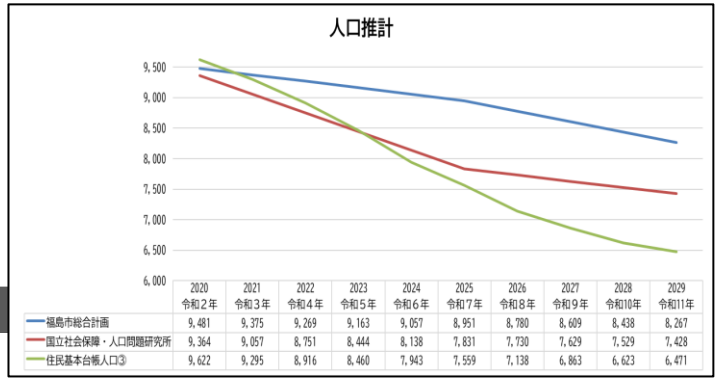

・婦人子ども比：直近1年　2.89%

・センサス変化率：直近3年

	実績					推計				
年齢	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0歳	1,684	1,715	1,561	1,509	1,387	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
1歳	1,879	1,732	1,746	1,581	1,507	1,395	1,358	1,327	1,297	1,267
2歳	1,999	1,875	1,739	1,751	1,568	1,504	1,391	1,354	1,323	1,293
3歳	1,969	1,995	1,872	1,748	1,748	1,571	1,506	1,394	1,356	1,326
4歳	2,091	1,978	1,998	1,871	1,733	1,740	1,564	1,499	1,388	1,350
5歳	2,161	2,100	2,016	2,024	1,868	1,743	1,749	1,573	1,509	1,395
6歳	2,204	2,178	2,100	2,022	2,015	1,867	1,741	1,748	1,571	1,507
7歳	2,001	2,210	2,190	2,111	2,022	2,020	1,871	1,746	1,753	1,575
8歳	2,131	1,998	2,227	2,196	2,115	2,026	2,025	1,876	1,750	1,758
9歳	2,129	2,130	1,999	2,235	2,200	2,121	2,032	2,031	1,880	1,755
10歳	2,219	2,149	2,144	2,004	2,234	2,202	2,122	2,034	2,033	1,882
11歳	2,265	2,217	2,164	2,149	2,016	2,243	2,211	2,132	2,042	2,041
合計	24,732	24,277	23,756	23,201	22,413	21,781	20,889	20,003	19,161	18,384

５－４　幼児教育・保育事業

〔推計人口　×　ニーズ調査結果
※「（０歳児）を育児休業の取得状況を踏まえ補正」「女性の就業率の増加に伴う保育申込率の増加で補正」〕

	実績値					見込み量				
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
（人）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
就学前児童数	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
３～５歳人口	6,221	6,073	5,886	5,643	5,349	5,054	4,819	4,466	4,253	4,071
０歳人口	1,684	1,715	1,561	1,509	1,387	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
１歳人口	1,879	1,732	1,746	1,581	1,507	1,395	1,358	1,327	1,297	1,267
２歳人口	1,999	1,875	1,739	1,751	1,568	1,504	1,391	1,354	1,323	1,293
申込者数	8,250	8,134	8,033	7,780	7,398	7,558	7,309	7,003	6,828	6,681
１号認定（３～５歳）　※入所者数	2,711	2,567	2,349	2,120	1,853	**1,715**	**1,635**	**1,516**	**1,443**	**1,382**
２号認定（３～５歳）	3,015	3,095	3,193	3,191	3,170	**3,080**	**2,999**	**2,837**	**2,757**	**2,692**
３号認定（０歳）	409	425	369	360	328	**580**	**579**	**579**	**578**	**579**
３号認定（１歳）	995	975	1,059	979	992	**1,045**	**1,004**	**992**	**982**	**971**
３号認定（２歳）	1,120	1,072	1,063	1,130	1,055	**1,138**	**1,092**	**1,079**	**1,068**	**1,057**
人口に占める申込者数の割合	70.0%	71.4%	73.5%	74.2%	75.4%	81.3%	82.2%	83.0%	84.0%	84.9%
１号認定（３～５歳）　※入所者数	43.6%	42.3%	39.9%	37.6%	34.6%	33.9%	33.9%	33.9%	33.9%	33.9%
２号認定（３～５歳）	48.5%	51.0%	54.2%	56.5%	59.3%	60.9%	62.2%	63.5%	64.8%	66.1%
３号認定（０歳）	24.3%	24.8%	23.6%	23.9%	23.6%	43.0%	43.9%	44.9%	45.9%	46.9%
３号認定（１歳）	53.0%	56.3%	60.7%	61.9%	65.8%	74.9%	73.9%	74.8%	75.7%	76.6%
３号認定（２歳）	56.0%	57.2%	61.1%	64.5%	67.3%	75.7%	78.5%	79.7%	80.7%	81.7%
【全国】25～44歳女性就業率	－	78.5%	79.9%	80.8%	81.4%	81.9%	82.5%	83.1%	83.7%	84.3%
【福島市】0～2歳保育申込率（４月）	－	47.5%	49.8%	51.1%	52.1%	53.1%	54.0%	55.0%	56.0%	57.0%
【福島市】3～5歳保育申込率（４月）	－	51.9%	55.6%	58.1%	59.4%	60.6%	61.9%	63.2%	64.5%	65.8%
【福島市】0～2歳保育申込率の増減	－	－	2.3%	1.3%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
【福島市】3～5歳保育申込率の増減	－	－	3.7%	2.5%	1.3%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%

５－４　幼児教育・保育事業

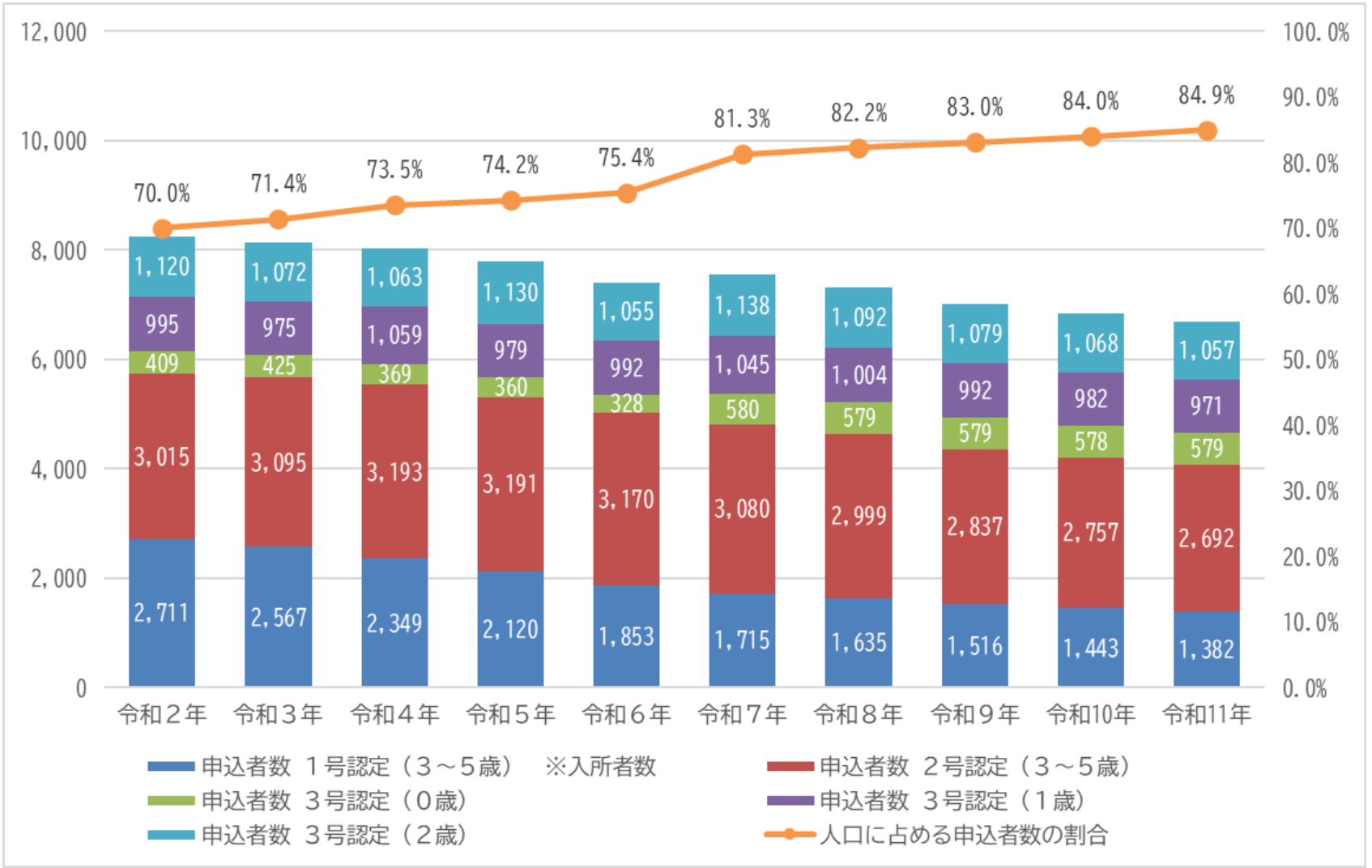
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
100.0%
90.0%
80.0%
70.0%
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%
70.0%
71.4%
73.5%
74.2%
75.4%
81.3%
82.2%
83.0%
84.0%
84.9%
1,120
995
409
3,015
2,711
1,072
975
425
3,095
2,567
1,063
1,059
369
3,193
2,349
1,130
979
360
3,191
2,120
1,055
992
328
3,170
1,853
1,138
1,045
580
3,080
1,715
1,092
1,004
579
2,999
1,635
1,079
992
579
2,837
1,516
1,068
982
578
2,757
1,443
1,057
971
579
2,692
1,382
令和２年
令和３年
令和４年
令和５年
令和６年
令和７年
令和８年
令和９年
令和10年
令和11年
申込者数　１号認定（３～５歳）　※入所者数
申込者数　２号認定（３～５歳）
申込者数　３号認定（０歳）
申込者数　３号認定（１歳）
申込者数　３号認定（２歳）
人口に占める申込者数の割合

第５章　需要量の見込みとサービス提供量の確保

５－４　地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業
②延長保育事業
③放課後児童健全育成事業
④子育て短期支援事業
⑤乳児家庭全戸訪問事業
⑥養育支援訪問事業
⑦地域子育て支援拠点事業
⑧一時預かり事業
⑨病児・病後児保育事業
⑩ファミリーサポート・センター事業
⑪妊婦健康診査
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【児童福祉法の改正により新たに追加された事業】
⑬（新）子育て世帯訪問支援事業
⑭（新）児童育成支援拠点事業
⑮（新）親子関係形成支援事業
⑯（新）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
⑰（新）産後ケア事業

①利用者支援事業

	2020	2021	2022	2023	2024
（か所）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
①実施か所数	3	3	3	3	3

	2025	2026	2027	2028	2029
（か所）	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
①見込み量	4	4	4	4	4
②確保方策	4	4	4	4	4
基本型	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
妊娠等包括相談支援事業型	1	1	1	1	1
乖離【②-①】	0	0	0	0	0

教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援を行う。
・（基本型）地域の子育て情報提供や子育てネットワークづくりの支援
・（特定型）保育所や保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援
・（こども家庭センター型）切れ目のない相談支援
・（妊娠等包括相談支援事業型）妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、 必要な情報提供や相談

②延長保育事業

（人）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
①実利用者数	833	931	907	884	872
0-5歳人口	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811
人口に占める利用者数の割合	7.1%	8.2%	8.3%	8.4%	8.9%
利用者割合の増減		1.1%	0.1%	0.1%	
直近３年平均の利用者割合の伸び率				0.5%	

	2025	2026	2027	2028	2029
（人）	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
①見込み量	869	870	865	870	878
②確保方策	869	870	865	870	878
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】0-5歳人口	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
【推計】人口に占める利用者数の割合（直近３年平均）	9.3%	9.8%	10.2%	10.7%	11.2%

保育所等において在園児を対象に、通常の保育時間を延長して保育の実施を行う事業

③放課後児童クラブ

【全体】

（人）	2020 令和２年	2021 令和３年	2022 令和４年	2023 令和５年	2024 令和６年
①実利用者数	3,134	3,398	3,419	3,556	3,863
1年生	819	888	854	901	906
2年生	709	822	828	793	914
3年生	618	630	710	773	751
4年生	479	511	477	534	652
5年生	301	364	354	338	402
6年生	208	183	196	217	238
6-11歳人口	12,949	12,882	12,824	12,717	12,602
人口に占める利用者数の割合	24.2%	26.4%	26.7%	28.0%	30.7%
利用者割合の増減		2.2%	0.3%	1.3%	2.7%
直近３年平均の利用者割合の伸び率					1.4%

【全体】

（人）	2025 令和７年	2026 令和８年	2027 令和９年	2028 令和10年	2029 令和11年
①見込み量	4,003	4,021	4,040	4,010	3,974
1年生	939	943	948	940	932
2年生	947	951	956	949	940
3年生	778	782	785	780	773
4年生	676	679	682	677	671
5年生	417	418	420	417	414
6年生	247	248	249	247	245
②確保方策	4,003	4,021	4,040	4,010	3,974
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】6-11歳人口	12,479	12,002	11,567	11,029	10,518
【推計】人口に占める利用者の割合	32.1%	33.5%	34.9%	36.4%	37.8%

保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業。
市内の小学校に通学する １年生から６年生までの児童を対象に実施

④子育て短期支援事業

（人日）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
①延べ利用者数	7	34	48	120	153
2-11歳人口	21,169	20,830	20,449	20,111	19,519
人口における１人あたり延べ利用回数	0.0003	0.0016	0.0023	0.0060	0.0078
延べ利用回数の増減		0.0013	0.0007	0.0036	
直近３年平均の延べ利用回数の伸び率				0.0019	

（人日）	2025 令和７年	2026 令和８年	2027 令和９年	2028 令和10年	2029 令和11年
①見込み量	185	211	234	255	274
②確保方策	185	211	234	255	274
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】2-11歳人口	19,037	18,212	17,387	16,605	15,882
【推計】人口における１人あたり延べ利用回数（直近３年平均）	0.0097	0.0116	0.0135	0.0154	0.0172

保護者が疾病、出産、育児疲れ、育児不安などにより、一時的に家庭で養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一時的にこどもの預かりを行う事業

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）

（人）	2020 令和２年	2021 令和３年	2022 令和４年	2023 令和５年	2024 令和６年
①実利用者数	1,771	1,635	1,514	1,355	

（人）	2025 令和７年	2026 令和８年	2027 令和９年	2028 令和10年	2029 令和11年
①見込み量	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
②確保方策	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
乖離【②-①】	0	0	0	0	0

乳児のいる家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん応援隊、保健師、助産師等が訪問し親子の健康状態と育児状況や養育環境などの確認や助言を行い、子育てに関する情報提供等を行う事業

⑥養育支援訪問事業

（人日）	2020 令和２年	2021 令和３年	2022 令和４年	2023 令和５年	2024 令和６年
①延べ利用者数	577	512	526	486	513
乳幼児家庭全戸訪問事業（実利用者数）	1,771	1,635	1,514	1,355	1,387
乳幼児における１人あたり延べ利用回数	0.3258	0.3131	0.3474	0.3587	0.3696
延べ利用回数の増減		-0.0127	0.0343	0.0112	
直近３年平均の延べ利用回数の伸び率				0.0110	

（人日）	2025 令和７年	2026 令和８年	2027 令和９年	2028 令和10年	2029 令和11年
①見込み量	513	516	519	521	524
②確保方策	513	516	519	521	524
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】乳幼児家庭全戸訪問事業（実利用者数）	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
【推計】乳幼児における１人あたり延べ利用回数（直近３年平均）	0.3806	0.3915	0.4025	0.4134	0.4244

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士・ヘルパー等がその居宅を訪問し、家事援助や養育に関する指導、助言等を行う事業

⑦地域子育て支援拠点事業

（人回）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
①延べ利用者数	52,094	54,889	58,190	61,583	62,381
0-5歳人口	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811
人口における１人あたり延べ利用回数	4.4211	4.8169	5.3229	5.8740	6.3583
延べ利用回数の増減		0.3958	0.5060	0.5511	
直近３年平均の延べ利用回数の伸び率				0.4843	

（①人回、実施か所数）	2025 令和７年	2026 令和８年	2027 令和９年	2028 令和10年	2029 令和11年
①見込み量	63,650 23か所	65,114 23か所	65,895 23か所	67,459 23か所	69,062 23か所
②確保方策	63,650	65,114	65,895	67,459	69,062
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】0-5歳人口	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
【推計】人口における１人あたり延べ利用回数（直近３年平均）	6.8426	7.3269	7.8112	8.2955	8.7798

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談、子育て講座、子育てサークル支援、情報提供等を実施する事業

⑧一時預かり事業(幼稚園型)

（人日）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
①延べ利用者数	117,525	124,955	109,725	121,458	114,772
１号認定（入所者数）	2,711	2,567	2,349	2,120	1,853
人口における１人あたり延べ利用回数	43.3512	48.6774	46.7114	57.2915	61.9383
延べ利用回数の増減		5.3263	-1.9661	10.5801	
直近３年平均の延べ利用回数の伸び率				4.6468	

（人日）	2025 令和７年	2026 令和８年	2027 令和９年	2028 令和10年	2029 令和11年
①見込み量	114,193	116,464	115,032	116,198	117,708
②確保方策	114,193	116,464	115,032	116,198	117,708
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】１号認定（入所者数）	1,715	1,635	1,516	1,443	1,382
【推計】人口における１人あたり延べ利用回数（直近３年平均）	66.5851	71.2319	75.8786	80.5254	85.1722

幼稚園において在園児を対象として、教育時間以外の時間帯や長期休みの期間中に子どもを預かる事業

⑧一時預かり事業(一般型)

（人日）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
①延べ利用者数	5,787	6,061	4,770	5,386	5,114
0-5歳人口	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811
人口における１人あたり延べ利用回数	0.4911	0.5319	0.4363	0.5137	0.5213
延べ利用回数の増減		0.0408	-0.0956	0.0774	
直近３年平均の延べ利用回数の伸び率				0.0075	

（人日）	2025 令和７年	2026 令和８年	2027 令和９年	2028 令和10年	2029 令和11年
①見込み量	4,919	4,766	4,588	4,484	4,397
②確保方策	4,919	4,766	4,588	4,484	4,397
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】0-5歳人口	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
【推計】人口における１人あたり延べ利用回数（直近３年平均）	0.5288	0.5363	0.5439	0.5514	0.5589

保育所等において、主に保育所や幼稚園等に通っていない乳幼児を対象として、保護者がパート就労や病気、育児リフレッシュなどの場合に、一時的にこどもを預かる事業

⑨病児・病後児保育事業

（人日）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
①延べ利用者数	767	1,120	1,312	1,617	1,805
0-5歳人口	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811
人口における１人あたり延べ利用回数	0.0651	0.0983	0.1200	0.1542	0.1839
延べ利用回数の増減		0.0332	0.0217	0.0342	
直近３年平均の延べ利用回数の伸び率				0.0297	

（人日）	2025 令和７年	2026 令和８年	2027 令和９年	2028 令和10年	2029 令和11年
①見込み量	1,987	2,163	2,304	2,462	2,616
②確保方策	1,987	2,163	2,304	2,462	2,616
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】0-5歳人口	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
【推計】人口における１人あたり延べ利用回数（直近３年平均）	0.2137	0.2434	0.2731	0.3028	0.3325

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、保育所等において病気のこどもを一時的に保育するほか、保育所等において保育中に体調不良となったこどもへの緊急対応を行う事業

⑩ファミリーサポートセンター事業

（人日）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
①延べ利用者数	2,869	2,537	3,157	3,523	3,671
0-5歳人口	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811
6-11歳人口	12,949	12,882	12,824	12,717	12,602
人口における１人あたり延べ利用回数	0.1160	0.1045	0.1329	0.1518	0.1638
延べ利用回数の増減		-0.0115	0.0284	0.0190	
直近３年平均の延べ利用回数の伸び率				0.0119	

（人日）	2025 令和７年	2026 令和８年	2027 令和９年	2028 令和10年	2029 令和11年
①見込み量	3,828	3,921	3,993	4,054	4,109
②確保方策	3,828	3,921	3,993	4,054	4,109
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】0-5歳人口	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
【推計】6-11歳人口	12,479	12,002	11,567	11,029	10,518
【推計】人口における１人あたり延べ利用回数（直近３年平均）	0.1757	0.1877	0.1996	0.2116	0.2235

子育ての手助けがほしい人（利用会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業

⑪妊婦健康診査

	2020	2021	2022	2023	2024
（人日）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
①延べ利用者数	22,078	20,001	18,732	17,630	

妊婦健康診査にかかる費用について、最大１５回まで助成する事業

	2025	2026	2027	2028	2029
（人）	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
①見込み量	19,785	19,335	18,885	18,525	18,195
②確保方策	19,785	19,335	18,885	18,525	18,195
乖離【②-①】	0	0	0	0	0

〔参考〕

（人）	2025	2026	2027	2028	2029	2030
出生数（推計）	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235	1,213

※一人当たり健診回数（最大）：１５回

⑫実費徴収に係る補足給付事業

（人）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
①実利用者数	226	245	208	193	178
0-5歳人口	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811
人口に占める利用者数の割合	1.9%	2.2%	1.9%	1.8%	1.8%
利用者割合の増減		0.2%	-0.2%	-0.1%	
直近３年平均の利用者割合の伸び率				-0.03%	

	2025	2026	2027	2028	2029
（人）	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
①見込み量	166	157	147	139	133
②確保方策	166	157	147	139	133
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】0-5歳人口	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%

幼稚園や保育所における食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業

●児童福祉法の一部改正により、新たに追加される事業

⑬（新）子育て世帯訪問支援事業
⑭（新）児童育成支援拠点事業
⑮（新）親子関係形成支援事業
⑯（新）産後ケア事業
⑰（新）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

⑬子育て世帯訪問支援事業

・対象：要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）
・内容：訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する助言等を行う
　　例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言　等

⑭児童育成支援拠点事業

・対象：養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童
・内容：児童の居場所となる拠点を開設し、児童の生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
　　例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整　等

⑮親子関係形成支援事業

・対象：要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
・内容：親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う
　　例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）　等

⑯産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満３歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

第６章　計画の推進

６－１　計画の推進
・計画の広報
・関係機関との連携と協働
・広域的な連携の強化

６－２　計画の点検
・社会福祉審議会児童福祉専門分科会